

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について



社会保障・税番号(マイナンバー)制度とは？

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有するすべての方(外国人含む)に1人1つの12ケタの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては大きく3つあげられます。

① 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況などを把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止できるようになり、本当に困っている方にきめ細かな支援ができるようになります。

② 国民の利便性の向上

申請時の添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

③ 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合・転記・入力などの時間や労力が軽減され、行政事務の効率化が図られます。

社会保障	税	災害対策
<p>年金 労働 医療 福祉</p>	<p>申告書 税務当局事務</p>	<p>被災者生活再建支援金の支給 被災者台帳の作成事務</p>
<ul style="list-style-type: none">年金の資格取得や確認、給付雇用保険の資格取得や確認、給付ハローワークの事務医療保険の保険料徴収福祉分野の給付、生活保護など	<ul style="list-style-type: none">税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載税務当局の内部事務など	<ul style="list-style-type: none">被災者生活再建支援金の支給被災者台帳の作成事務など
<p>このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに限る事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。</p>		

詳しくはこちら→[社会保障・税番号制度\(内閣官房\)\(HPにリンク\)をご覧ください。](#)

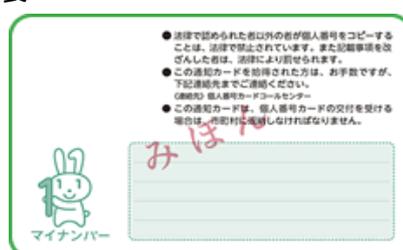


自分のマイナンバー(個人番号)はいつわかるの？

平成27年10月から、「通知カード」の発送が始まります。通知カードは簡易書留で世帯ごとに郵送されます。カード表面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載された紙製のものです。届いたら、氏名や生年月日など記載内容に間違いがないか必ず確認し、大切に保管してください。

通知カードはマイナンバーを確認するために使います。住所変更等の際は裏面に新しい情報を記載しますので、必ずお持ちください。

通知カードのイメージ 表 裏



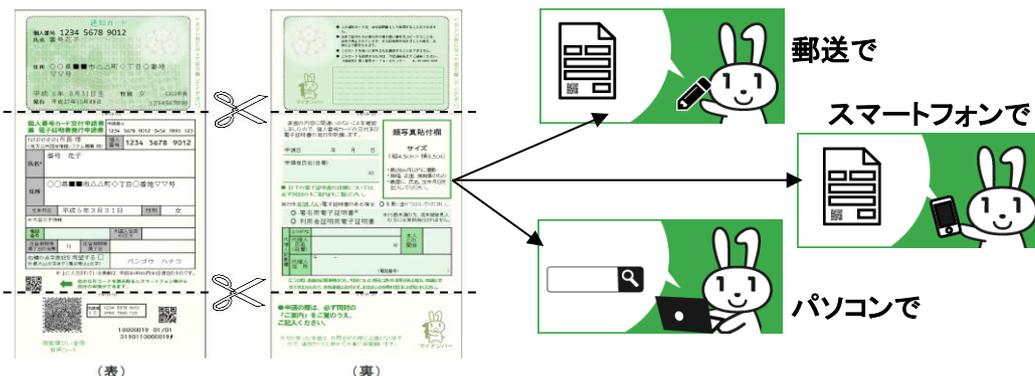
※マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されることはありません。



マイナンバー(個人番号)カードとは？

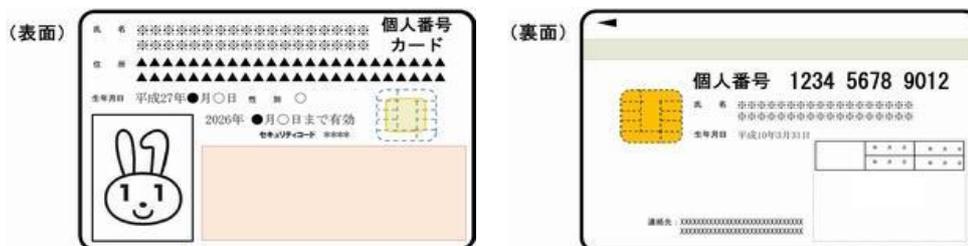
①平成27年10月から、「マイナンバーカード」の申請受付が開始となります。申請書は「通知カード」と一緒に送付されますので、交付を希望される方は各自で申請してください。

なお、申請は郵送(申請書を同封の返信用封筒で返送)、スマートフォン、パソコンのいずれかですることができます。



②平成28年1月から、マイナンバーカードの交付が始まります。申請したカードは一旦役場に届けられます。お渡しの準備ができたなら役場から手紙(発行通知書兼照会書)を送付しますので、必要事項を記入・押印して役場にお持ちください。通知カードはマイナンバーカードの交付時に返納となります。なお、住民基本台帳カードをお持ちの方は、マイナンバーカードの交付時に住民基本台帳カードを返納していただきます。

マイナンバーカードのイメージ



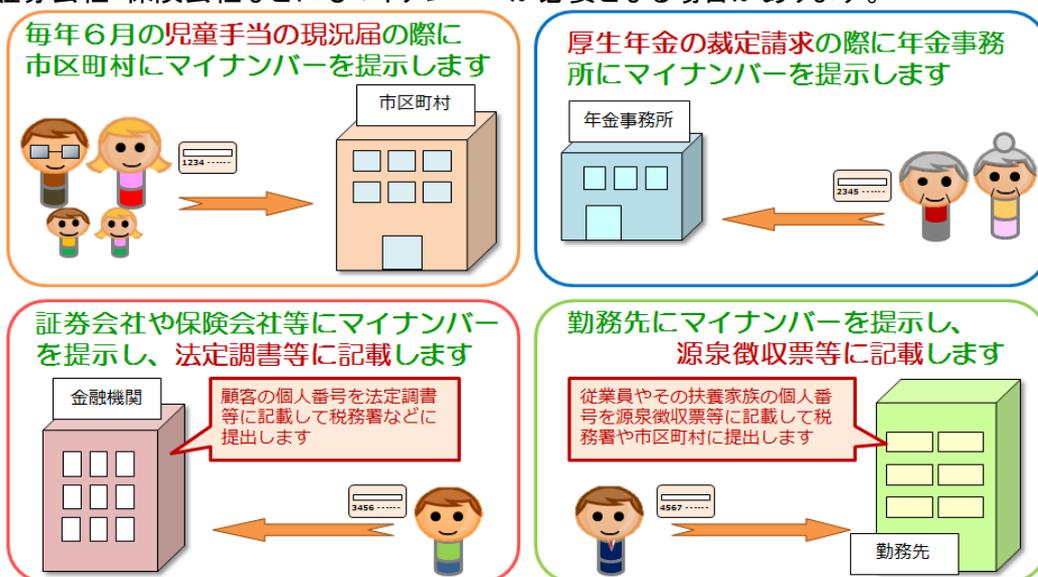
マイナンバーカードはマイナンバーを確認するために使います。また、身分証明として利用できます。住所変更等の際は裏面に新しい情報を記載しますので、必ずお持ちください。更に、電子証明書が記録されているので、e-Taxでの確定申告などにも利用できます。

初回の交付は無料ですが、紛失等の再交付には手数料がかかります。



マイナンバー(個人番号)はいつから、どんな場面で使えるの？

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続にマイナンバーが必要となります。また、事業主や証券会社・保険会社などにもマイナンバーが必要となる場合があります。



平成29年1月からは国の機関の間で情報の連携が開始となります。また、平成29年7月からは国及び地方公共団体の間などで情報の連携が開始となります。



個人情報の保護について

法律に規定があるもの以外でマイナンバーを含む個人情報を入力したり保管したりすることは禁止されています。違反すると処罰の対象となります。

また、マイナンバーを含む個人情報の管理は今までどおり各行政機関等が保有し、必要な時に情報の照合・提供を行います。



特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル(マイナンバーを含めた個人情報ファイル)を保有する国・地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずるために実施する制度です。

詳しくはこちら→特定個人情報保護委員会(HPIにリンク)をご覧ください。



お問い合わせは

一般の方や民間事業者の方がお問い合わせいただける、国のコールセンターが設置されています。対応時間は土日祝日及び年末年始を除く平日の午前9時30分から17時30分までです。

0570-20-0178(日本語窓口)

0570-20-0291(English、中文、한국어、Português、Español)